

インフルエンザ等、学校感染症の出席停止手続きについて

兵庫県立夢野台高等学校 保健部

本校でもインフルエンザが発生しています。インフルエンザを含む学校感染症の出席停止については、下記の手続きが必要となりますのでご確認ください。

- ア. 学校感染症と診断された場合は、必ず学校に連絡してください。
- イ. 学校感染症は出席停止となり、欠席扱いとは異なります。十分治療に専念し、下記基準または医師より登校許可が出るまで療養してください。
- ウ. 登校の際は、生徒手帳（69ページ）等に主治医から療養の証明（病名、出席停止の期間、受診医療機関名、主治医印）となるものを記入してもらい、登校したら直ちに保健室または担任に提出してください。※神戸市教委と神戸市医師会の間で「インフルエンザについては証明書不要とする」と決められたことがあるようですが、「本校は兵庫県立学校のため、手続きに違いがある」と医師に伝えてください。それでも記入してもらえない場合は、学校にご相談ください。

学校感染症の種類と出席停止の期間の基準

	種類（施行規則第18条）	出席停止の期間の基準（施行令第19条）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂痂化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで